

令和 年度宇城市農業用機械等共同利用支援事業補助金で取得する機械装置等の共同利用に関する規約

(趣旨)

第1条 この規約は、令和 年度宇城市農業用機械等共同利用支援事業補助金に係る共同申請（以下「共同申請」という。）で、取得する機械装置等に関して必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 この規約に定める機械装置等の対象機種（以下「機械装置等」という。）は（メーカー 、機種名 ）とし、共同申請の全ての構成員で共同利用することで、個々の生産者の機械利用経費の低減及び農作業の効率化を図る。

(名称)

第3条 この規約に定める機械共同利用組合の名称は、 組合（以下「組合」という。）とする。

(代表者及び管理者)

第4条 組合の代表者は とし、機械の管理者も兼ねるものとする。なお、機械装置等の利用者は共同申請の構成員のみとする。

(費用負担の方法)

第5条 代表者及び組合員は、購入する機械装置等で利用する農地面積等で按分し、費用を負担するものとする。機械装置等の維持、管理に関する経費（整備、修繕、保険料等）についても同様とする。

(利用者の同意)

第6条 機械装置等を利用するにあたり、使用者は次のことに同意するものとする。

- (1) 消耗品及び燃料等は使用者が用意すること。
- (2) 使用後は、清掃および点検を行ってから返却すること。
- (3) 故障を発見したとき、または故障を起こしたときは、直ちに代表者へ報告すること。
- (4) 機械装置等の使用中の事故については、その利用者の責任とする。

(財産管理の方法)

第7条 機械装置等の保管場所は、 が所有する格納庫とし、代表者は共同利用に係る責任者となり、適切な管理運営にあたる。また、代表者は、機械装置等の効率的な利用と保全を図るため、必要な帳簿を備え付けるものとする。（機械装置等の財産台帳、使用簿、経理簿等）

(その他)

第8条 共同利用にあたっての経費等については、第5条、第6条に定める内容を踏まえ、共同申請の構成員が協議し、同意した上で決定する。

(疑義)

第9条 本規約の条項に生じた解釈上の疑義および本規約に定めのない事項については、共同申請の構成員が協議し、同意した上で決定する。

(附則)

この規約は、対象となる機械装置等の取得後から施行する。

制定 令和7年 月 日

代表者 1 _____ (印)

参画者 2 _____ (印)

参画者 3 _____ (印)

参画者 4 _____ (印)

参画者 5 _____ (印)

参画者 6 _____ (印)

参画者 7 _____ (印)

参画者 8 _____ (印)

参画者 9 _____ (印)

参画者 10 _____ (印)